

令和6年6月19日

三重県知事 一見勝之 様

三重県熊野市久生屋町868番地 /
医療法人 紀南会 /
理事長 野 寄 徹 /
電 話 0597 (89) 2711

決 算 届

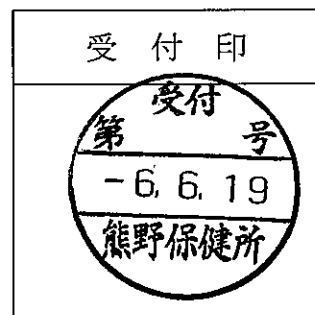
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



[別紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人紀南会 /
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他 /
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 /
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県熊野市久生屋町 8 6 8 番地 /
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 3 7 年 3 月 1 6 日 /
- (4) 設立登記年月日 昭和 3 7 年 4 月 2 日 /

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
病 院	熊野病院	2411105048	三重県熊野市久生屋町 868番地	精神病床 320床
診療所	尾鷲診療所	2411005123	三重県尾鷲市野地町 13番地2	
介護老人 保健施設	オレンジロード むつみ苑	2451180018	三重県熊野市久生屋町 847番地2	入所定員 98名 通所定員 30名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・地域生活支援事業 オレンジュ	三重県熊野市久生屋町 862番地1	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 熊野の里	三重県熊野市久生屋町 862番地1	
居宅介護支援事業所 オレンジロードむつみ苑	三重県熊野市久生屋町 847番地2	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月21日 令和4年度決算の承認及び剰余金処分の決定
理事、監事の選任

令和6年3月10日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
令和6年度の借入金の最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 紀南会

※医療法人整理番号

A

1

0

所在地 三重県熊野市久生屋町 8 6 8 番地

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	6,147,280,212 円 ✓
2. 負 債 額	1,532,473,350 円 ✓
3. 純 資 産 額	4,614,806,862 円 ✓

(内 訳)	(単位：円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,045,306,651
B 固 定 資 産	4,101,973,561
C 資 産 合 計 (A + B)	6,147,280,212 ✓
D 負 債 合 計	1,532,473,350
E 純 資 産 (C - D)	4,614,806,862 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表

A18

(医)紀南会

令和6年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	[2,045,306,651]	I 流動負債	[232,170,665]
現金預金	1,446,759,728	未払金	123,171,639
未収入金	386,725,805	短期借入金	69,996,000
医薬品	6,031,671	未払法人税等	14,108,432
貯蔵品	1,916,707	未払消費税等	955,800
立替金	0	預り金	23,938,794
前払費用	192,579,240		
仮払金	100,000		
預け金	13,476,500		
貸倒引当金	△ 2,283,000		
II 固定資産	[4,101,973,561]	II 固定負債	[1,300,302,685]
1. 有形固定資産	(3,976,035,033)	退職給与引当金	331,126,685
建物	2,457,800,303	長期借入金	969,176,000
建物附属設備	905,664,515		
構築物	66,193,725		
車両運搬具	3,789,544		
器械備品	87,479,929		
土地	455,107,017	負債の部合計	1,532,473,350
建設仮勘定	0	純資産の部	
2. 無形固定資産	(59,211,412)	【資本金】	[0]
電話加入権	1,883,504	【剰余金】	[4,614,806,862]
ソフトウェア	57,327,908	別途積立金	0
3. 投資等	(66,727,116)	退職積立金	0
保険積立金	66,627,116	当期末処分利益	4,614,806,862
出資金	100,000	(うち当期利益)	(△ 91,294,727)
		純資産の部合計	4,614,806,862
資産の部合計	6,147,280,212	負債・純資産の部合計	6,147,280,212

様式4-1

※医療法人整理番号

A-18

法人名 医療法人 紀南会

所在地 三重県熊野市久生屋町868番地

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収入		2,402,506,049
2 事業費用		
(1)事業費		2,594,954,703
本来業務事業損失		-192,448,654
B 附帯業務事業損益		
1 事業収入		62,856,090
2 事業費用		69,644,897
附帯業務事業損失		△ 6,788,807
C 収益業務事業損益		
1 事業収入		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事 業 損 失		-199,237,461
II 業務外収益		
受取利息	216,668	
その他の事業外収益	144,332,474	144,549,142
III 事業外費用		
支払利息	2,067,192	
その他の事業外費用	0	2,067,192
経 常 損 失		-56,755,511
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	2,495,000	2,495,000
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	37,034,216	37,034,216
税 引 前 当 期 純 損 失		-91,294,727
法人税・住民税及び事業税	0	
法人税等調整額	0	0
当 期 純 損 失		-91,294,727

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 紀 南 会
理事長 野 寄 徹 殿

私たちは、医療法人紀南会の令和5会計年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 14 日

医療法人 紀 南 会

監事

栗本 福夫

監事

下平 順子

Ⓢ